

<団体・クラブ会則例>

○○○会則

[名称]

第1条 本会は、○○○と称す。

[所在地]

第2条 本会の事務局は、代表者宅に置く。

[目的]

第3条 本会は、(健康スポーツを志向する市民の集まりとし、○○○を通じて、健康の保持増進と技術の向上に努め、相互の親睦を図ること) を目的として活動する。

[構成]

第4条 本会は、江別市内に居住する○○○を愛好する会員をもって構成する。

[加入]

第5条 本会への加入は、所定の申込書によりこれを行う。また、別に定める会費を納入するものとする。

[有効期間]

第6条 本会加入の有効期間は、加入の申し込みを受けた日からその年度末までとし、毎年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

[役員]

第7条 本会に、次の役員を置く。

- 1 代表者 1名
- 2 委員 若干名
- 3 会計 1名
- 4 監事 2名

[役員の選出]

第8条 本会役員の選出は、会員の互選とする。

[役員の職務]

第9条 代表者は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 委員は、本会活動の運営及び管理を行う。
3. 会計は、本会の会計処理を行う。
4. 監事は、本会の会計および事業を監査する。

[役員の任期]

第10条 本会の役員の任期は、〇年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2. 本会の役員に欠員が生じた時は、これを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

[会議]

第11条 本会の会議は、総会および役員会とし、それぞれ代表者が招集する。

[会計]

第12条 本会の会計は、会員の収める会費、寄付金、その他の収入によるものとする。

[会費]

第13条 本会の会費は、会員一人につき（1月）〇〇〇円とし、決められた日に納入するものとする。

[会計年度]

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日とする。

[規約の改正および解散]

第15条 本規約の改正および本会の解散は、会員の3分の2以上の同意を得なければならぬ。

付 則

1. 本会則は、〇〇年〇月〇日より施行する。